

ご活用
ください

農地等整備工事費補助金制度

農地等の請負による補修工事に対する補助金や、直営による補修工事等への補助金を交付する制度です。※既に着手した(している)事業は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

【補助内容 一覧】

補助対象事業名	補助対象経費	補助率及び 限度額	採択基準
ほ場整備 (一般タイプ)	農地(田、畑、 樹園地等)の区 画整理等に要す る経費 (直営施工の場 合は原材料費及 び機械借上料相 当額)	事業費の 60%以内 (直営施工の場 合は70%以 内) 補助限度額 100万円	1. 補助対象者は、農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 受益面積は、10a以上とする。 3. 補助対象経費が30万円以上の事業を対象とする。
ほ場整備 (担い手育成タ イプ)	農地(田、畑、 樹園地等)の区 画整理等に要す る経費 (直営施工の場 合は原材料費及 び機械借上料相 当額)	事業費の 70%以内 補助限度額 100万円	1. 補助対象者は、認定農業者、認定新規就農者又は西海市人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体(担い手)に登載されている者に限る。 2. 受益面積は、10a以上とする。 3. 補助対象経費が30万円以上の事業を対象とする。
農業用ため池	農業用に供する ため池の造成及 び補修等に要す る経費 (直営施工の場 合は原材料費及 び機械借上料相 当額)	事業費の 50%以内 (直営施工の場 合は70%以 内) 補助限度額 100万円	1. 補助対象者は、受益戸数2戸以上の農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 受益面積は、20a以上とする。 3. 受益対象となる農地の範囲は、当該ため池利用する1団地内の農地とする。
農道	農業用に供する 道路の新設及び 舗装、補修等に 要する経費 (直営施工の場 合は原材料費及 び機械借上料相 当額)	事業費の 50%以内 (直営施工の場 合は70%以 内) 補助限度額 100万円	1. 補助対象者は、受益戸数2戸以上の農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 受益面積は、20a以上とする。 3. 受益対象となる農地の範囲は、当該農道を利用する1団地内の農地とする。
用排水路	農業用排水路 (揚水施設含 む)の新設及び 補修等に要する 経費 (直営施工の場 合は原材料費及 び機械借上料相 当額)	事業費の 50%以内 (直営施工の場 合は70%以 内) 補助限度額 100万円	1. 補助対象者は、受益戸数2戸以上の農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 受益面積は、20a以上とする。 3. 受益対象となる農地の範囲は、当該用排水路を利用する1団地内の農地とする。
農地	農地の補修等に 要する費用 (直営施工の場 合は原材料費及 び機械借上料相 当額)	事業費の 50%以内 (直営施工の場 合は70%以 内) 補助限度額 100万円	1. 補助対象者は、農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 補助対象経費が10万円以上の事業を対象とする。

備考 1. 別に定める基準額(工事に関する諸経費は直接工事費の30%を限度とする。)と見積書を照合し、いずれか低い方の額を補助対象経費として決定する。

2. 対象となる農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体とは、農業者の場合は市内に住所を有する者とし、団体の場合は構成員の半数以上が市内在住の者で構成される組織又は市内に支店を有する法人とする。

”詳しくは農林課へお尋ねください”

問い合わせ先
西海市農林課農村整備班
電話37-0070(直通)